

厚木飛行場周辺において住宅防音工事を希望される皆様へ

平成18年1月の区域指定告示で助成対象になった区域の防音工事における「住宅防音工事希望届」の受付対象住宅の制限解除について

厚木飛行場周辺における住宅防音工事について、平成29年5月8日（月）から「住宅防音工事希望届」の受付対象となる住宅の建築年月日の制限が以下のとおり解除されます。

○拡大区域（H18.1.17告示）の受付対象建築年月日

年次区分等		区域	受付対象住宅
解除前	平成29年5月7日以前	75W～80W	平成13年9月10日までに建築された住宅（高齢者等がお住まいの場合は、平成18年1月17日まで）
解除後	平成29年5月8日以降	75W～80W	<u>平成18年1月17日までに建築された住宅</u>

上記の対象年次制限の解除により、新たに受付対象となる方で住宅防音工事を希望される方は次の点に注意して、「住宅防音工事希望届」の提出をお願いします。

今回、新たに「住宅防音工事希望届」の受付対象となる住宅については、

- ① 「住宅防音工事希望届」^{*}の受付を平成29年5月8日（月）から開始しますので、南関東防衛局住宅防音第1課に郵送等により提出して下さい。なお、この日より前に当局に「住宅防音工事希望届」を提出されても受付いたしませんのでご注意ください。
- ② 「住宅防音工事希望届」の提出に際し、防音工事の対象住宅であるか否か（建築年月日等）を登記簿等の公的書類で確認されるようお願いします。
- ③ 「住宅防音工事希望届」の原則受付順に住宅防音工事を実施する予定です。
- ④ 従前の住宅を建て替えている場合は、上記建築年月日以後であっても対象となる場合がありますので、詳しくは南関東防衛局までお尋ね下さい。

※「住宅防音工事希望届」は、当局及び座間防衛事務所（大和市鶴間1-13-2、TEL046-261-2063）で配付しているほか、当局のホームページ（http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/20_Second_level/03_bout/03_peripheral/jyutakubouon/jyuutakubouonn001.html）からもダウンロードできます。

【住宅防音工事希望届の提出、問い合わせ先】

〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎

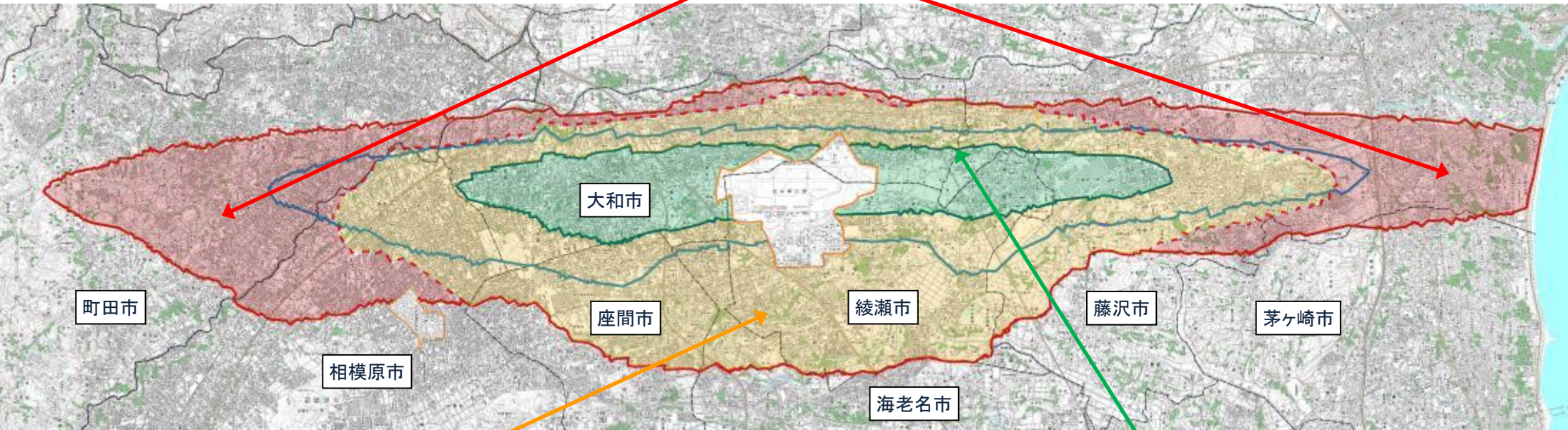
南関東防衛局 企画部 住宅防音課第1課

TEL 045-211-7113

厚木飛行場における第一種区域イメージ図

平成18年1月17日までに建築された住宅が対象です。(赤色箇所)

(平成29年5月8日以降、赤色箇所においては、平成18年1月17日までに建築された住宅を対象に希望届の受付を行います。)



昭和61年9月10日までに建築された住宅が対象です。(黄色箇所)

平成18年1月17日までに建築された住宅が対象です。(緑色箇所)

※ 町田市に関しては、北関東防衛局(企画部住宅防音課Tel.048-600-1821)までお尋ねください。

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平17総複、第748号)」